

都道府県・ 政令指定都市名	11 名古屋市	時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)
------------------	---------	----------------------------

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)		
名 称	男女平等参画推進協議会	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	1977年12月10日	根拠: 名古屋市男女平等参画推進協議会規程
長 の 役 職	スポーツ市民局主管副市長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関・懇談会等	
諮問機関・懇談会等の名称	名古屋市男女平等参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年12月9日
構成員	15人(女性9人、男性6人)

問4 男女共同参画に関する計画			
計画期間(西暦)	2021年4月～2026年3月		
名称	名古屋市男女平等参画基本計画2025		
改定・見直しの予定期期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例			
有の場合	名 称	男女平等参画推進なごや条例	
	公 布 日(西暦)	2002年3月29日	
	施 行 日(西暦)	2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)		
	改 正 内 容		
改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):		年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用		調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
目標値	根拠	(西暦) 2025 年度まで % 40%以上60%以下			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令又は条例により設置する附属機関及び条例に基づき執行機関以外に置かれる機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(96)うち女性委員を含む審議会等数(93) 延総委員等数(2,044)延女性委員等数(722) 女性比率(35.3)				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(80)うち女性委員を含む審議会等数(79) 延総委員等数(2,136)延女性委員等数(749) 女性比率(35.1)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(29)うち女性委員を含む審議会等数(29) 延総委員等数(1,578)延女性委員等数(527) 女性比率(33.4)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4) 延総委員等数(108)延女性委員等数(28) 女性比率(25.9)				
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有	2. 無	3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)	0
その他の 方策	その他の 方策	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
そ の 他		そ の 他			

問7 女性公務員の採用・登用状況	調査時点コード	1:2025年4月1日				2:その他(西暦)									
問7-1 管理職の在職状況	管理職総数	女性 管理職 の 内 訳													
		(人)		うち女性 管理職数 (人) (A)=(C+E+G) (B)=(D+F+H)		女性比率 (%) (B/A)		部局長相当職 (人) (C)		次長相当職 うち女性 数(D) 女性比率 (%) (E)		課長相当職 (人) (G)		うち女性 数(H) 女性比率 (%) (F)	
本庁	計	600	58	9.7	134	11	8.2	0	0	466	47	10.1			
	うち一般行政職	540	50	9.3	122	8	6.6	0	0	418	42	10.0			
支庁・地方事務所等	計	750	128	17.1	132	15	11.4	0	0	618	113	18.3			
	うち一般行政職	518	64	12.4	91	8	8.8	0	0	427	56	13.1			
全体	計	1,350	186	13.8	266	26	9.8	0	0	1,084	160	14.8			
	うち一般行政職	1,058	114	10.8	213	16	7.5	0	0	845	98	11.6			
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	0	0	0			
	教育委員会	79	11	12.9	12	0	0.0	0	0	66	11	16.7			

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)
本庁	計	1,226	166	13.5	0	0
	うち一般行政職	1,105	143	12.9	0	0
支庁・地方事務所等	計	1,530	340	22.2	0	0
	うち一般行政職	1,008	144	14.3	0	0
全体	計	2,756	506	18.4	0	0
	うち一般行政職	2,113	287	13.6	0	0
再掲	警察関係	0	0		0	0
	教育委員会	141	34	24.1	0	0

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	128	23	18.0	204	49	24.0	0	0	
	うち一般行政職	116	20	17.2	183	37	20.2	0	0	
支庁・地方事務所等	計	45	13	28.9	76	23	30.3	0	0	
	うち一般行政職	38	9	23.7	55	12	21.8	0	0	
全体	計	173	36	20.8	280	72	25.7	0	0	
	うち一般行政職	154	29	18.8	238	49	20.6	0	0	
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	12	1	8.3	16	4	25.0	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○				○	◎				
課長補佐相当職	○		○	○		◎			○	
係長相当職										

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	591	106	17.9
昇格試験	180	67	37.2

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	1,280	604	47.2
うち 上級	508	213	41.9
うち一般行政職	393	171	43.5
うち 上級	364	158	43.4
うち 警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	名古屋市職員旧姓使用取扱規程
該当部分の条文(本文)	第2条 本市における旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) その他所長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2: その他(西暦)
---------	-------------	------------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
65	15	23.1	12	1	8.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	名古屋市男女平等参画推進センター			愛称・通称	イーブルなごや					
設置年月日(西暦)	2003年6月18日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設				
所在地等	郵便番号: 460-0015 住所: 愛知県名古屋市中区大井町7番25号 電話番号: 052-331-5288 FAX番号: 052-322-9458 ホームページ: https://e-able-nagoya.jp/									
管理・運営主体	1. 施設管理 <input type="checkbox"/> 直営(担当部局名:) <input checked="" type="radio"/> 指定管理者(名称: 有限会社アイ・ティー・オー) その他()									
	2. 事業運営 <input checked="" type="radio"/> 直営(担当部局名: スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 有限会社アイ・ティー・オー) その他()									
職員数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	11	人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	20	人	予算額	2025年度	28,920	千円
主な事業	<input checked="" type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: イーブルなごやフェスティバル、市民企画公募委託事業) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: 館内展示) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 男女平等参画推進にかかる定期講座) <input checked="" type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項: 女性のための総合相談) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 國際交流(主な事項:) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書館) 9. 苦情処理(主な事項:) 10. その他(主な事項:)									
※ 実施しているもの:○										

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

2つある場合

名称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無 問10-2 男女平等参画推進会議 名称等:	加盟団体数	47		
			会員数	47		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無				
問10-4 活動内容	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]					
※ 実施しているもの:○						

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
- 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付
名 称 :
- 概 要 :
- 7. その他
内容 :

{ }

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他
内容:

]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	80,731	81,958	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の项目的設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等项目的設定(○の場合は(1)~(5)の該当项目に回答(複数回答可)してください。)		
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における项目的設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価项目的設定		
(4)	プロポーザル方式における評価项目的設定		
(5)	その他(内容):		

↓(具体的に実施している内容:○)

具体的な項目	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の项目的設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等项目的設定
			○	
①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○			
⑤役員に占める女性割合に関する項目				
⑥管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩短時間正社員制度の導入				
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
	1	2	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得				
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
3 役員に占める女性割合に関する項目				
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○		
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○		
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○		
9 短時間正社員制度の導入	○	○		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)				
12 その他				

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称
名古屋市女性活躍推進企業認定・表彰制度(9, 10, 27, 28, 29, 30, 31, 32)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称
名古屋市女性活躍推進企業認定・表彰制度(9, 10, 27, 28, 29, 30, 31, 32)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称 名古屋市男女平等参画推進会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称 名古屋市男女平等参画基本計画2025推進状況報告書
問17-1 公表周期	1.	定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発	①女性活躍推進企業と女子大学生の交流会 ②展示	①女性活躍推進企業と女子大学生の交流会 ②展示会やイーブルなごやにおいて男女平等参画に関するパネルを展示	
2. 表彰	①名古屋市女性の活躍推進企業認定・表彰制度	①女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定、表彰し、表彰式を開催	
3. 講座	①定期講座 ②研修・セミナー ③市民交流事業 ④次世代女性リーダー向け勉強会、女性若手・中堅社員向けキャリアデザイン研修 ⑤男性の視点から男女がともに生きやすい社会を考えるセミナー	①資格取得に関する講座や人権尊重に関する講座を実施 ②職場復帰準備セミナーや男女平等参画に関する企業出張講座を実施 ③市民、団体等のネットワーク形成のための事業を実施 ④女性活躍推進のための講座を実施 ⑤女性活躍推進のために男性の意識改革に向けた講座を実施	
4. 相談事業	①女性のための総合相談 ②自助グループの活動支援 ③セミナー ④男性相談 ⑤セクシャル・マイナリティ相談	①個別相談(電話・面接・専門相談)及びサポートグループの実施 ②自助グループの活動支援 ③相談件数の多い内容をテーマとした法律セミナー等を実施 ④男性を対象とした電話・面接による相談事業 ⑤性的少数者に関する悩み等について、専門相談員が対応	
5. 情報収集・提供	①ホームページの運営 ②女性活躍応援企業見える化サイト ③情報コーナー	①各種情報提供 ②女性の活躍推進企業の好事例やセミナー情報を掲載 ③資料配架	
6. 苦情処理	①男女平等参画苦情処理委員	①市の施策や人権侵害に対する苦情の申し出の処理	
7. 交流促進	①イーブルなごやフェスティバル ②市民交流事業	①実行委員会の企画募集、市民活動交流ワークショップ ②市民交流事業	
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	③市民交流事業 ②市民企画公募委託事業 ③企業出張講座	①市民、団体等のネットワーク形成のための事業 ②NPO法人等市民団体を対象とした公募委託事業 ③中小企業を対象とした男女平等参画に関する出張講座	
9. 國際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究	①女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する企業アンケート	①企業における女性活躍推進に向けた取組状況等を把握するための調査を実施	
11. その他	①中学生向け教育資料 ②小学生向け教育資料 ③若年層向けデトDV啓発リーフレット ④幼児保護者向け教育資料 ⑤困難を抱える女性のつながりサポート事業	①教育資料の作成・配布 ②教育資料の作成・配布 ③教育資料の作成・配布 ④教育資料の作成・配布 ⑤困難を抱える女性の居場所やつながりをサポート	

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	名古屋市会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させなければならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	名古屋市会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第6条 議員が疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その事由を議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	2	
育児	1	
家族の看護	2	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規則名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規則名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		
市政に対する興味・関心を高めるため、「なごや子ども市会」を開催している。		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1 2. 3. その他(不明等)[])
計画、指針名	名古屋市地域防災計画
該当部分の規定	第1章 第2節 計画の性格等 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。 第2章 第14節 地域防災力の向上 また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	22 人	うち女性数	3 人	女性比率	13.6 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

2 1. 実施している 2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1 2. 条例以外(要綱など)[])
---------------------	-----

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1 1. あり 2. なし

調査時点コード:

1. 2025年4月1日

2. その他(西暦)()

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	65	14	21.5	
	市町村防災会議(委員のみ)	64	14	21.9	
2	民生委員推薦会	12	5	41.7	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	18	8	44.4	
4	地方社会福祉審議会	32	12	37.5	
5	土地利用審査会	7	4	57.1	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	8	42.1	
7	公害健康被害認定審査会	15	3	20.0	
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	29	7	24.1	
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	5	71.4	
12	市町村都市計画審議会	18	5	27.8	
13	介護認定審査会	626	201	32.1	
14	精神医療審査会	39	12	30.8	
15	市町村国民保護協議会	22	5	22.7	
16	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
17	感染症診査協議会	30	7	23.3	
18	市街地再開発審査会	10	5	50.0	
19	障害支援区分審査会	137	47	34.3	
×	20 児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	4	2	50.0	
22	保健所運営協議会	15	2	13.3	
23	市町村の環境の保全に関する審議会	320	112	35.0	
24	市町村交通安全対策会議	15	2	13.3	
25	社会教育委員会	10	6	60.0	
26	スポーツ推進審議会等	15	7	46.7	
27	図書館協議会	10	6	60.0	
28	博物館協議会	16	7	43.8	
29	自転車等駐車対策協議会	21	5	23.8	
30	子ども・子育て支援に関する審議会	34	15	44.1	
31	精神保健福祉審議会	20	10	50.0	
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		1,578	527	33.4	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	68	18	26.5	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	16	2	12.5	
6	固定資産評価審査委員会	12	5	41.7	
合 計		108	28	25.9	
女性委員0の委員会数		2			